

令和7年度 第2回 飯塚市こども審議会 次第

日 時 令和7年9月19日（金）13時30分
場 所 ゆめタウン飯塚 ゆめホール

1 資料確認・出席者数報告

2 報告事項

(1) 近畿大学九州短期大学との連携事業について

(2) 前回の審議会で回答を保留していた件について

- ・ 緊急時の子ども預かりにおける夜間の相談窓口について
- ・ 学校のトイレ改修（飯塚第一・筑穂中）について

(3) こどもの居場所づくり推進事業について

3 議 事

(1) 飯塚市乳児等通園支援事業について

(2) おむつの定額制サービス（おむつサブスク）の導入について

(3) 専門部会で審議する個別テーマの候補について

4 その他

次回開催予定

飯塚市の教育資源である近畿大学九州短期大学（保育科）との連携を強化し、飯塚市の魅力向上を図る。
～「2010(H14)9.27 保育士の質・専門性の向上、人材の育成・確保に係る協定」・「2017(H29).4.26 飯塚市と近畿大学との包括連携に関する協定」～

1.地域の少子化対策・子育て環境の充実

①若い世代の定住促進

・学生の地域支援活動

← 学生ボランティアを
通じた交流

あつまれ!! 夏の思い出大作戦! 2025

～近畿大学九州短期大学の学生さんと遊ぼう～

日時 2025年(令和7年)8月24日(日)・31日(日)
13時～16時

会場 ゆめタウン飯塚 2F 無料あそび場(宮脇書店前)

内容 ワークショップ
ひまわり大作戦! (みんなで大きなひまわりをつくろう)
水族館大作戦! (いろんな生き物の水族館をつくろう)

絵本の読み聞かせ

来場者数 延べ180人 (8月24日 98人・8月31日 82人)

参加学生数 延べ15人 (8月24日 9人・8月31日 5人)

2.地元での保育人材の育成・定着

地域密着型の人材育成・就職マッチング

・合同就職説明会

← 保育関係者との交流

飯塚市内保育所・こども園・幼稚園合同就職説明会

日時 2025年(令和7年)7月26日(土)
13時～16時

会場 近畿大学九州短期大学 2号館

内容 新卒予定者向け 就職説明会
在学生向け 保育実習に関する質問など

参加者数 78人

参加保育施設 認定こども園 11施設 / 14施設中(公立を除く)
保育所 10施設 / 17施設中(公立を除く)
幼稚園 1施設 / 3施設中
合計 22施設 / 34施設中(公立を除く)

あつまれ!!



夏の思い出大作戦!

～近畿大学九州短期大学の学生さんと遊ぼう～



2025



ゆめタウン飯塚で開催!

つくってみよう! あくあくワークショップ



Day 1 ひまわり大作戦!

～みんなで大きなひまわりをつくろう～

Day 2 水族館大作戦!

～いろんな生き物の水族館をつくろう～

日時

①2025年8月24日(日)
②2025年8月31日(日)

13時00分～16時00分

参加費

無料!

対象

主に0歳から小学校低学年

場所

ゆめタウン飯塚 2階 無料遊び場



絵本の読み聞かせも
あるよ!

主催: 近畿大学九州短期大学 共催: 飯塚市・ゆめタウン飯塚
このイベントは、「飯塚市大学支援補助金」を資源としています

学校のトイレ改修について

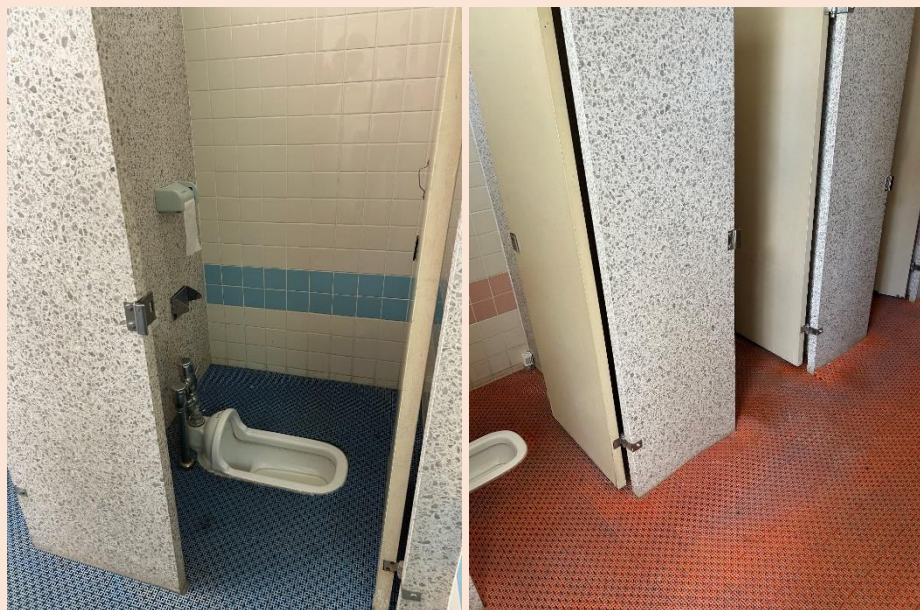
【資料2】

学校のトイレ改修（洋式化）については、国の補助金を活用して整備を実施しているが、通常の教室がある建物内のトイレ改修がまだ完了していない（整備率96%）状況であるため、そちらの改修を優先している状況。

体育館のトイレ改修については、体育館の改修工事に併せて実施するようしており、体育館のトイレだけを単独で改修することは、国の補助金の活用が難しく行っていない。

体育館が避難所となり、多目的トイレを使用する必要がある場合は、教室棟のトイレを開放するなどの現場対応をしている。

飯塚第一中学校 体育館トイレ



筑穂中学校 多目的室横トイレ



飯塚市

こどもの居場所

づくり推進基金

税制上の優遇が受けられます！

こども食堂
寄付金募集

飯塚市社会福祉協議会・飯塚市こどもの居場所
づくり推進協議会（飯塚市・NPO法人いるか）
は、市内のこども食堂の活動団体を支援して
います。

飯塚市社会福祉協議会への寄付金は、税制上の
優遇措置を受けることができます。



飯塚市は、こどもに関する施策に力を入れており、令和7年度から、飯塚市社会福祉協議会、NPO法人いるかとの連携協定によりこどもの居場所づくりを推進しています。皆さまの支援をお待ちしています。



飯塚市社会福祉協議会は、こどもの貧困対策に関する社会的認知度や必要性の高まりを受け、こども食堂や子育て事業に関する支援のため、令和7年度からこどもの居場所づくり推進基金を設立し、事業を推進しています。皆さまの支援をよろしく願っています。



NPO法人いるかは、市内のこどもたちの学習支援やこども食堂や配食などの食支援に長年取り組んでいます。令和7年度から飯塚市こどもの居場所づくり推進協議会に参画して、事業を推進しています。こども食堂を開設したい団体の設立の支援も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会

〒820-0011

飯塚市柏の森956-4

☎ 0948-23-2210

0948-23-2262 (FAX)

E-mail chiiki@iisha.or.jp

受付時間 9:00~17:00



【ご寄付の振込口座】

飯塚信用金庫 新飯塚支店 普通 1194977

770イヅ カシヤカイクシヨウギ カカチヨウ イサリ
(福) 飯塚市社会福祉協議会 会長 伊佐 便

年 月 日

寄付申込書

社会福祉法人

飯塚市社会福祉協議会 会長 様

寄付者ご氏名（法人の場合は代表者の役職・ご氏名をご記入ください）

ご氏名 _____ 役 職 _____

ご団体名（個人の場合は、ご記入不要です）

ご連絡先（領収証をご希望の方は必ずご記入ください）

〒 _____ ご住所 _____

電話番号 _____ E-Mail _____

寄付金額	_____ 円	
寄付の種類	<input type="checkbox"/> 一般寄付 <input type="checkbox"/> 香典返し <input type="checkbox"/> 初盆返し	
希望される寄付の用途	<input type="checkbox"/> 地域福祉の推進のため <input type="checkbox"/> 子どもの居場所づくり推進のため <input type="checkbox"/> 指定なし	
寄付情報の公開	可 ・ 不可	※可の場合は、飯塚市社協だより（市内全戸配布）の掲載となります。また、飯塚市社協だよりは、ホームページでも公開されます。
香典返し(初盆返し)の場合	故人のご芳名 _____ 寄付者との続柄 _____	

※本会への寄付金は、「特定公益増進法人」に対する寄附金に該当します。

税制優遇措置がありますので、入金を確認した後、領収書を発行（郵送）します。

こども食堂

支援ネット

in
い
い
づ
か参加団体
募集中！

飯塚市こどもの居場所づくり推進協議会(飯塚市・NPO法人いるか)は、市内のこども食堂の活動を支援するため、企業等からいただいた物資を活動団体の皆様に配布する事業(こども食堂支援ネットinいづか)を立ち上げるため、準備を進めています。
本事業の支援を受ける登録団体として、団体登録をしませんか？

【登録できる団体】

- 正会員：こども食堂を運営している団体
こどもがいる生活困窮世帯を支援する活動をしている団体
- 準会員：こども以外を対象とした居場所を運営している団体
こども以外を対象とした生活困窮世帯を支援する活動をしている団体
高齢者福祉施設・障がい者福祉施設 など

飯塚市こどもの居場所づくり推進協議会事務局
(NPO法人いるか こども事業部 フードバンク担当 濱地)

〒819-0054 福岡市西区上山門1丁目21番7号

お問い合わせ

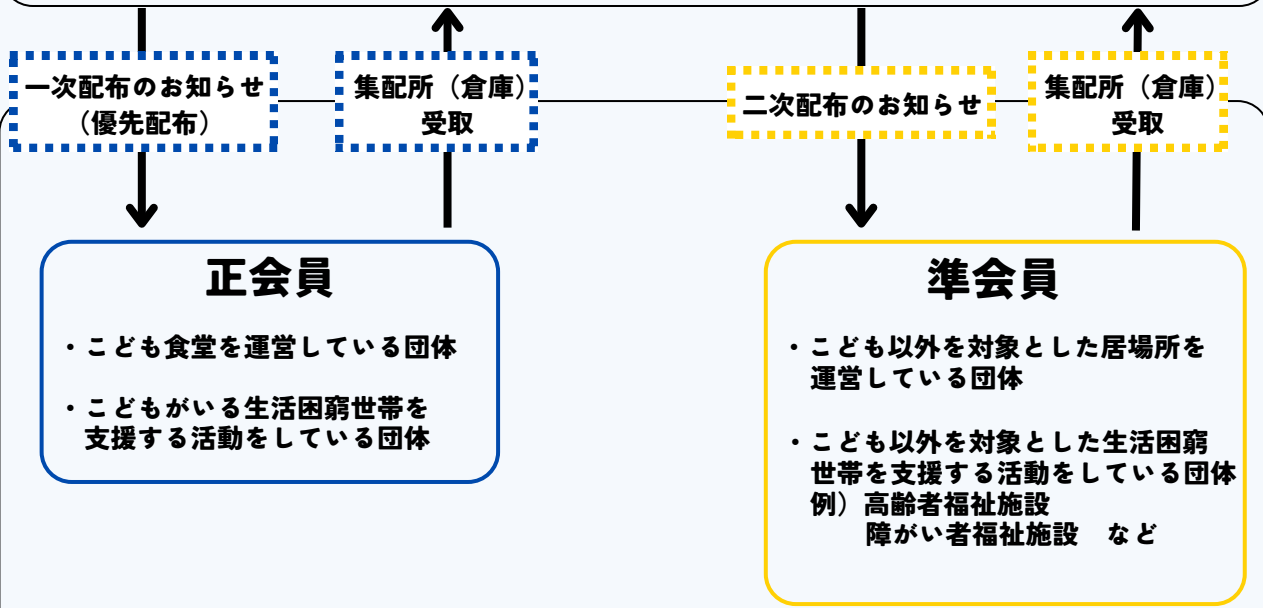
TEL 092-407-8760 FAX 092-407-8667

E-mail general@npoiruka.com

こども食堂支援ネットinいいづか事業 物資配布のしくみ



飯塚市こどもの居場所づくり推進協議会



こども食堂支援ネットinいいづか

食品の譲渡に関する合意書(フードバンク活動団体・食品の受取先団体)

飯塚市こどもの居場所づくり推進協議会（以下「甲」という。）と _____
(以下「乙」という。)は、甲の乙に対する食品の譲渡に関して、以下のとおり合意する。

第1条(食品の譲渡)

甲は、食品の提供を行う食品関連事業者又は食品を保有する事業者(以下「食品提供事業者」という。)から提供された食品(以下「提供食品」という。)については、乙の希望を考慮して、譲渡する食品の種類や量、配送方法や納期を検討し、乙に対しこれを譲渡するものとする。

第2条(提供食品の品質確保)

甲は、食品衛生法その他関係する法令に適合(消費期限又は賞味期限内であることを含む。)する食品を乙に譲渡するものとする。

第3条(提供食品の品質管理)

乙は、提供食品の品質が保持されるよう適切に取り扱うとともに、定められた消費期限または賞味期限を厳守するものとする。また甲は乙に対し、提供食品を適切に取り扱うよう指導するものとする。

第4条(提供食品の転売等の禁止)

乙は、甲の合意のもとに行うフードバンク活動に準ずる利用を除き、提供食品を転売せず、金銭その他の有価物と交換しないものとする。

第5条(提供食品の利用)

乙は、甲から提供された食品について、食品提供事業者に対しその品質等の確認や説明を求める場合、必ず甲を通じて行うこととし、乙または乙から食品を受け取った利用者が直接に食品提供企業と交渉しないこととする。

第6条(報告等)

乙は、甲より提供された食品の取り扱いに関する情報を記録し、甲又は食品提供事業者が希望する場合、甲又は食品提供事業者に対し、提供食品の利用に関する結果を報告するものとする。

第7条(責任の所在)

1. 提供段階及び消費期限または賞味期限までの提供食品の品質については、原則、甲及び食品提供事業者において品質を保証するが、提供後の保存方法や消費期限または賞味期限の遵守については、乙の責任において管理することとする。
2. 食品衛生上の問題については、譲渡前の原因によるものは甲または食品提供事業者の責任、譲渡後の原因によるものは乙の責任とする。

第8条(事故発生時の対応)

甲と乙は、提供食品に係る事故が発生した場合、甲、乙、又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適応される法令に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策について別途誠実に協議する。また乙は提供食品について事故等が発生した際には、食品提供事業者ではなく、まず甲に連絡するものとする。

第9条(提供食品の情報の取り扱い)

提供食品の製造・販売社名、食品の名称等に関する情報の公表や取材時における取り扱いについては、甲に確認を行い、甲を通じ食品提供事業者からの指示に従うものとする。

第10条(相互理解に向けた努力)

甲は、フードバンク活動の現状、課題、将来構想等について乙に情報提供するとともに、乙の食糧等に関するニーズを把握するために、定期的に甲乙双方並びに食品提供事業者が参加する意見交換会を実施するものとし、乙はこの意見交換会に積極的に参加するよう努めるものとする。

第11条(守秘義務)

甲と乙は、本合意書の有効期間中及び終了後も本合意書及び個別契約等により互いに開示された相手方の情報について秘密を保持し、事前の書面による承諾なく第三者にこれらを開示しないものとする。

第12条(協議による解決)

本合意書の定めのない事項、その他本合意書に関して生じた疑義については、甲乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

第13条(有効期間)

本合意書の有効期間は下記日付から満1年間とする。但し有効期間終了の1か月前までに、当事者のいずれからも書面による契約終了の意思表示がない場合には、同一の内容で期間を1年間更新するものとし、以降も同様とする。

第14条(合意の解除)

甲または乙は、相手方がこの合意書の定めを反したときは、何等の通知催告を要することなく、直ちに本合意書を解除することができる。

本合意書の証として、本合意書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 所在地 福岡県飯塚市潤野8番地75
名称 飯塚市こどもの居場所づくり推進協議会
代表者名 代表 林 利 恵 印

(乙) 所在地
名称
代表者名

令和 年 月 日

こども食堂支援ネット in いいづか事業 会員登録申請書

団体名		
所在地	(〒 -)	
代表者氏名	(ふりがな)	
主な事業内容		
連絡先	TEL	
	FAX	
	E-Mail	
こども食堂等の 名 称	(ふりがな)	
主な開催場所		
開催の頻度	ひと月あたり	回 (年間 回)
1回あたりの 利用者数見込	おとな	人 ・ こども 人

飯塚市のこども食堂の状況について

【資料3-3】

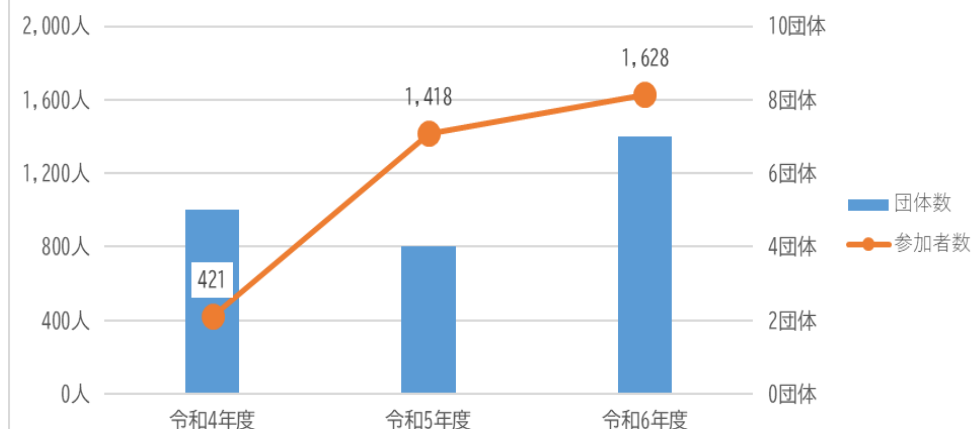
令和7年度の活動団体

	団体名	活動地域
1	明星（あかり）	鎮西（明星寺団地）
2	子育てサポートかむかむ	幸袋（交流センター）
3	コスモス食堂 ニコニコ食堂	飯塚（コミュニティセンター） 庄内・二瀬（交流センター）
4	ひでまる子ども食堂	飯塚（i-town内）
5	子供食堂陽だまり	飯塚片島（交流センター）

その他の活動団体

	団体名	活動地域
1	飯塚東まちづくり協議会	飯塚東（交流センター）
2	庄内まちづくり協議会	庄内（交流センター）
3	飯塚ライオンズクラブ	穂波（総合福祉センター）
4	NPO法人いるか	市内全域（各交流センター）

こども食堂参加者数の推移（補助金交付団体）



- ・こども食堂の開催については、毎月定期的に行っている団体以外に不定期だったりイベント的に開催している団体もある。
- ・まちづくり協議会が主体となって開催しているケース以外にも自治会単位で地域の集会所や自治公民館を利用して実施しているケースもある。
- ・子どもたちと一緒に調理を行うものやスタッフが調理したものを食べる、購入した弁当を食べるなど様々な形態がある。
- ・食品の配布（フードパントリー）を同時に開催する場合もある。

こども誰でも 通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、

全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず

形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用方法

- ・ 月 10 時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能

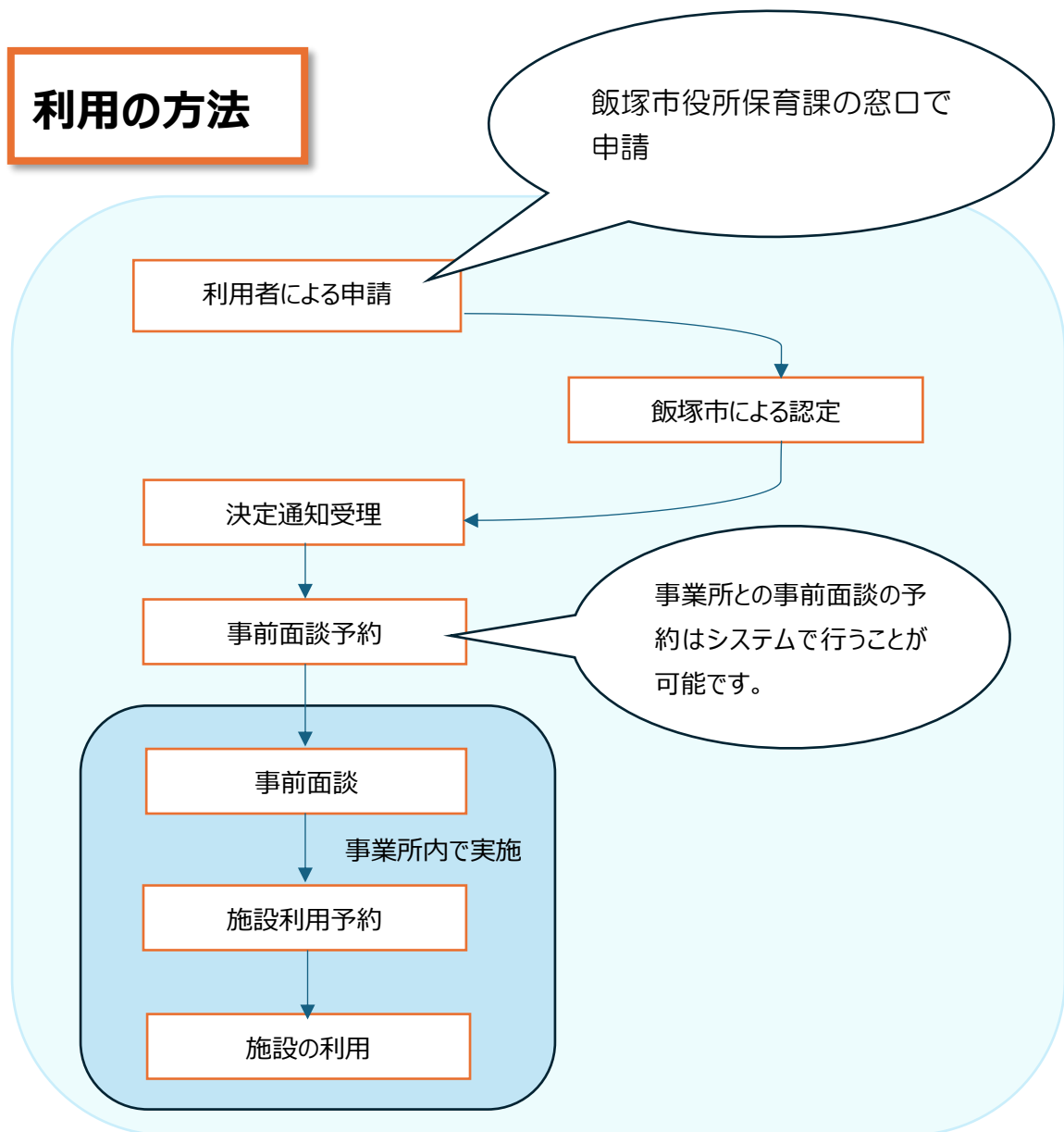


実施施設

※R7 年度の実施施設については予定です。

施設名	住所	電話番号	曜日・時間	定員
幸袋こども園	中513-5	22-0095	未定	3名
潤野こども園	潤野35-6	25-5558	未定	3名
ひばり保育園	小正45-1	24-4647	未定	1名
鎮西ひかる保育園	大日寺593-16	22-3570	未定	3名
わかみず保育園	目尾967-3	25-3222	未定	2名
枝国保育園	枝国515-40	22-1709	未定	2名

利用の方法



利用料金

- こども一人あたり1時間300円程度（施設により異なります。）
※給食代やおやつ代などの実費が別途必要となる場合があります。
詳しくは、施設へお問い合わせください。
※生活保護など、利用料が減免される場合があります。
利用料の減免を希望する場合は、申請が必要です。

制度に関する問い合わせ先
飯塚市役所保育課
電話：0948-22-5548（直通）

おむつの定額制サービス（おむつサブスク）の導入について

【資料5】

現状と課題

【保護者】

- ・登園時におむつを持参
→おむつの記名
増える荷物



【保育施設】

- ・保護者から預かり
→園児ごとに管理
持参忘れの対応

導入のメリット

【保護者】

- ・おむつの記名が無くなる。
- ・おむつの在庫を気にしなくて済む。
- ・定額で使い放題

【保育施設】

- ・サイズ在庫管理のみ
- ・園児ごとの管理が不要
- ・持参忘れの対応が不要

保護者と保育施設において、おむつに費やしていた手間や負担が軽減され、こどもと向き合う時間が増える。

ニーズ調査結果(公立のみ抜粋)

- ・令和7年5月に実施(回答数150人)
- ・月2,500円程度でおむつのサブスクを利用したいと思うか？

思う
61.3%

- ・毎日の準備が楽
- ・名前書きが面倒
- ・忘れる心配がない
- ・料金が安い

- ・それほど楽にならない
- ・名前書きは面倒ではない
- ・料金が安い

思わない
38.7%

対象園児数の見込み

3歳でおむつが外れると想定し、0歳～2歳を対象とする。

0歳児：33人 1歳児：94人 2歳児 109人

合計 236人 ※園児数は令和7年7月現在

スケジュール

【事業者選定】

- ・令和7年9月
こども審議会において専門委員会を発足
- ・令和7年12月
プロポーザル方式で事業者を決定し、協定を締結

【利用開始までの流れ】

- ・令和8年1月
決定事業者による関係機関への説明会
- ・令和8年2月～3月
実証実験（無償提供）の実施
- ・令和8年4月
正式導入

**保育料第2子以降完全無償化に続く
本市の子育て支援施策の目玉事業**

おむつの定額制サービス（おむつサブスク）のイメージ図

